

2025年1月10日

受益者の皆さまへ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**インドネシア株式ファンド
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「インドネシア株式ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）は、2009年11月30日の設定以来、約15年にわたり、主にインドネシアの株式に実質的に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行ってまいりました。

しかしながら、本ファンドの純資産総額は2024年11月29日現在、約16.1億円、口数は約11.7億口となっております。本ファンドにおいて、運用の基本方針に従って効率的に投資ポートフォリオを維持するために必要な純資産総額は1,000万米ドル（約15億円）程度とされているなか、純資産総額が当該金額に近づきつつあります。このことから近い将来、運用を続けることが困難となることが想定され、また、本ファンドの投資信託約款第50条に定められた信託契約の解約の基準である10億口にも迫る現状において、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者の皆さまへお返しすることが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し2025年2月27日（木）をもって信託の終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。次ページ以降のご案内および「書面決議参考書類」をよくお読みのうえ、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願いいたします。

何卒ご理解を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【ご案内】

「インドネシア株式ファンド」の信託終了(繰上償還)に関する手続きのご案内です。

【今後のお手続きについて】

「インドネシア株式ファンド」の信託終了(繰上償還)について、賛成または反対をご判断ください。手続きの詳細につきましては、以下のフローチャートにてご確認ください。

信託終了(繰上償還)に賛成の場合には必要な手続きはございません。

議決権行使手続の日程

基準日(受益者の確定) :	2025年1月10日(金)
書面による議決権の行使の期限 :	2025年2月3日(月)
書面による決議の日 :	2025年2月4日(火)
信託終了(繰上償還)日(予定) :	2025年2月27日(木)

議決権行使手続の概要

- 本ファンドの議決権の行使は、2025年1月10日(金)(基準日)時点の受益者の方を対象としております。
- 本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、2025年2月27日(木)をもって信託を終了する予定です。
- 上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、決議の日以降、書面決議の結果について速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

【議決権行使手続】

ここからスタート

本ファンドの信託終了(繰上償還)に同意されますか？

はい

必要な手続きはございません。
(議決権行使書面のご返信がなければ、信託終了にご賛成いただいたものとみなします。)

いいえ

「A. 議決権行使手続」にご案内の手続きを行ってください。

償還が決定した場合には、償還日の翌営業日以降に償還金をお支払いします。
また、それ以前に換金申込みをすることもできます。

A. 議決権行使手続

ステップ1：同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了について反対される旨等をご記入ください。

ステップ2：同封の返信用封筒にて、ステップ1でご記入いただいた書面をご郵送ください。

B. 議決権行使手続に関するご注意事項

- ① 2025年2月3日(月)弊社到着分までが有効となります。
- ② 同一の受益者の方が本信託終了(繰上償還)につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ③ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成したものとみなします。
- ④ 本決議におきまして議決権を行使されない場合は、賛成したものとみなします。
- ⑤ 本信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合、議決権行使書面のご返信は不要です。

【よくあるご質問】

Q1：議決権の行使とは何ですか？

- 投資信託において繰上償還や重大な約款変更を行う場合には、受益者の賛否を問う制度が投信法で設けられています。受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を持ち、それを行使することを「議決権の行使」といいます。
- 書面決議を行う場合、決議を行う日の2週間前までに受益者に対して通知することが、投信法および本ファンドの信託約款に規定されておりますので、本ファンドにおいても議決権を行使できる期間(「議決権行使期間」といいます。)は2週間以上の期間としております。
- 本ファンドの議決権行使期間は、2025年1月10日(金)から2025年2月3日(月)までです。

Q2：信託の終了(繰上償還)はどのように決定されますか？

- 2025年1月10日(金)時点の受益権総口数の3分の2以上が賛成の場合には信託を終了し、3分の2未満が賛成の場合には信託は終了いたしません。
- 信託を終了する場合は、2025年2月27日(木)が信託の終了日(償還日)です。

Q3：信託終了（繰上償還）の決定は通知されますか？

- 信託終了の決定（「書面決議」といいます。）は2025年2月4日（火）に行われます。
- 信託を終了しない場合は、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。
- いずれの場合も、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（株）のウェブサイトにご案内を掲載する予定です。

Q4：信託の終了（繰上償還）が決定した場合、運用はいつまで継続されますか？

- 信託終了が決定した場合は、償還に向けて、2025年2月5日（水）頃を目処に、キャッシュ運用への移行を開始する予定です。
- なお、信託終了決定後も資産の現金化の進捗や市場変動等により、償還日まで基準価額は変動します。

Q5：ファンドの購入はいつまでできますか？

- 本ファンドは、現在、募集を停止しておりますため、ご購入いただけません。

Q6：換金ができない期間がありますか？

- 議決権行使期間中および書面決議日以降も通常通り、換金が可能です。
- 信託終了が決定した場合、2025年2月18日（火）が最終の換金申込日となります。

Q7：通常の換金手続きを教えてください。

- ステップ1：**お取り扱い販売会社にて、本ファンドの換金の申し込みを行ってください。インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日を除く毎営業日の原則として午後3時30分まで受付けます。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
- ステップ2：**換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.5%）を差し引いた額が換金価額となります。
- ステップ3：**原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お取り扱い販売会社を通じて換金代金をお支払いいたします。

ご注意事項：

- ※ 信託終了が決定した場合、ご換金のお申込みは2025年2月18日（火）までとなります。

Q8：償還日まで特に何もしなかった場合はどうなりますか？

- 償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。
- 償還金のお支払いにあたっては、信託財産留保額（基準価額の 0.5%）が差し引かれることはありません。
- 償還日の前に換金手続きをされた場合は、この限りではありません。

Q9：この信託終了に関する日程を時系列で教えてください。

- 信託の終了の日程は以下の通りです。

議決権行使期間	2025年1月10日（金）～2025年2月3日（月）
信託の終了の決定（書面決議）の日	2025年2月4日（火）
キャッシュ運用への移行開始	2025年2月5日（水）頃から
最終換金申込日	2025年2月18日（火）
信託の終了日（償還日）	2025年2月27日（木）
償還金受渡日	2025年2月28日（金）以降

その他、本状に関しましてご不明な点は以下の窓口までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」

フリーダイヤル：0120-516-237

2025年1月10日～2025年2月27日
土日祝日を除く午前9時～午後5時